

規制の事前評価書

評価実施日：平成26年5月23日

政策	建築基準法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	住宅局建築指導課 市街地建築課	担当課長名	井上勝徳 杉藤 崇
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【政令案の名称】 建築基準法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項とその内容】</p> <p>(1) 階段に係る規制の合理化（第23条）</p> <p>(2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化（第112条、第114条）</p> <p>(3) 圧縮水素スタンド等に係る用途規制の緩和（第130条の9）</p> <p>② 規制の目的</p> <p>(1) 階段に係る規制を見直すとともに、既存ストックの有効活用の促進など、新たなニーズに的確に対応するため。</p> <p>(2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制を見直すとともに、既存ストックの有効活用の促進など、新たなニーズに的確に対応するため。</p> <p>(3) 燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援することにより、世界最速の普及を目指すため。（「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定））</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>—</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p>—</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>—</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】</p> <p>(1) 階段に係る規制の合理化 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法に規制値を設けているが、利用者が安全に昇降できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、当該規制値を適用しないこととする。</p> <p>(2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化 一定の準耐火建築物や寄宿舎等の火災の覚知が遅れるおそれのある用途の建築物について、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等を義務付けているが、自動スプリンクラー設備等設置部分等にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととする。</p> <p>(3) 圧縮水素スタンド等に係る用途規制の緩和 安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵等される圧縮水素ガス等については、用途規制における危険物から除くこととする。</p>		

⑤ 規制の必要性

(1) 階段に係る規制の合理化

- ・近年、人口の減少等により、既存の建築物を改修し、他の用途に活用するニーズが高まっているが、階段に係る規制により、階段部分の改修はもとより、場合によってはさらに大規模な改修が必要になり、既存ストックの活用が困難となっている。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、規定されている階段の寸法等が用途によって異なるためである。(=原因分析)
- ・このため、利用者の安全を確保しつつ、既存ストックの活用を促進するため、階段に関する規制を合理化する必要がある。(=課題の特定)
- ・利用者が安全に昇降できる一定の階段については、現行の規定を適用しないこととする。(=規制の具体的内容)

(2) 防火上主要な間仕切壁に係る規制

- ・安価なスプリンクラーの開発等により、スプリンクラーを設置した場合には防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とする改修を不要にしたいというニーズが高まっているが、防火上主要な間仕切壁に係る規制により、既存ストックの活用が困難となっている。(=目標と現状のギャップ)
- ・これは、スプリンクラー等に係る十分な知見がなかったため、建築基準法令においては、スプリンクラーの設置等の措置にかかわらず防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等を義務づけているためである。(=原因分析)
- ・技術的検証の結果、スプリンクラーの設置等の措置を講じた一定の範囲については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とした場合と同等以上に、在館者の安全な避難の確保や、周囲への容易な延焼の防止を図ることができることが明らかとなったことから、当該措置を講じた場合、規制の合理化を図る必要がある。(=課題の特定)
- ・自動スプリンクラー設備等設置部分等にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととする。(=規制の具体的内容)

(3) 圧縮水素スタンド等に係る用途規制の緩和

- ・近年、エネルギー供給源の多様化等の観点から水素エネルギー等の利活用が図られるなかで、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、市街地における水素スタンドの整備促進等により、燃料電池自動車の世界最速普及を目指すこととされ、2015年の燃料電池自動車の市場投入に向けて4大都市圏を中心に100箇所の圧縮水素スタンドの整備が目標として掲げられたところ、現状では全国で約20箇所の整備にとどまっている。(=目標と現状のギャップ)
- ・一定量以上の圧縮水素ガスの危険物を貯蔵等する水素スタンド等は、建築基準法の用途規制の対象となる建築物とされており、これが市街地における圧縮水素スタンドの整備が進まない一因となっている。(=原因分析)
- ・圧縮水素スタンド等については、建築基準法の用途規制のほか、高圧ガス保安法の規制対象とされており、同法の法体系では圧縮水素を含む高圧ガスに係る設備と敷地境界線までの距離の確保や防火壁の設置等を定めた基準(特例基準)の整備が順次進められてきたことから、これに適合する建築物であれば、建築基準法の用途規制の法益を十分に確保できるため、建築基準法の用途規制の対象とする必要がない。(=課題の特定)
- ・安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する設備により貯蔵又は処理される圧縮水素等については、建築基準法の用途規制上、危険物として扱わないこととする。(=規制の具体的内容)

<p>想定される代替案</p>	<p>(1)、(2) 用途変更については、階段及び防火上主要な間仕切壁に係る規制を適用しないこととする。</p> <p>(3) 特になし（高圧ガス保安法体系における特例基準に適合すること以外に圧縮水素等に係る用途規制の緩和の根拠を設定することができないため。）</p>
<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 (1)、(2) 既存ストックの活用により大規模な改修が不要となった場合、その分の建築コストは減少する。 (3) 国土交通大臣が定める基準に適合する設備整備に要する費用</p> <p>b 行政費用 (1)、(2)、(3) 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 (1)、(2)、(3) 特になし。</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 (1)、(2) 既存ストックの活用により大規模な改修が不要となった場合、その分の建築コストは減少する。(当該規制案より減少幅は大きい)</p> <p>b 行政費用 (1)、(2) 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 (1)、(2) 特になし。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 (1)、(2)、(3) 本規制案（緩和）を導入することにより、既存ストックの活用、水素エネルギー等の利活用等の促進が図られることとなる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 (1)、(2) 既存ストックの活用の促進が図られることとなるが、用途変更について規制を適用しないこととすると、安全上及び防火上の問題がある建築物が普及するリスクがある。</p>
<p>規制の効率性 （費用と便益の関係の分析）</p>	<p>(1)、(2) 本規制案（緩和）により、費用は減少し、かつ、便益が発生するため、便益は費用を上回っていると考えられる。 一方、代替案においては、遵守費用は本規制案（緩和）より減少するものの、安全上及び防火上の問題がある建築物が普及するリスクがあり、本規制案（緩和）の方が代替案より効率的である。</p> <p>(3) 本規制案（緩和）に伴い遵守費用が発生するものの、水素エネルギーの利活用による大きな便益に鑑みれば、便益が費用を上回っていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>【規制改革に関する答申（平成 25 年 6 月 5 日：規制改革会議）（抄）】 (2)②アg：市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加 ・建築基準法では、用途地域毎に水素貯蔵量の上限が定められており、2015 年の燃料電池自動車普及開始時には主要なスタンド建設地となる市街地では、水素供給事業を成立させるに十分な水素を貯蔵できない。 ・市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。</p> <p>【構造改革特別区域の第 21 次提案に対する政府の対応方針（平成 24 年 8 月 21 日構造改革特別区域推進本部）（抄）】 別表 2 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項（抄）</p>

	事項名	小学校における児童用階段の基準の合理化
	規制の根拠法令等	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 23 条
	検討の概要	小学校における児童用階段の基準の合理化について、必要な安全性確保方策等に関して検討し、結論を得るとともに、結論を得た後、速やかに措置を講じる。
	実施期間	平成 25 年度早期に結論
事後評価又は事後検証の実施方法及び時期	平成 3 2 年度末までに R I A 事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
その他 （規制の有効性等）	今回の改正は、既存ストックの活用、水素エネルギー等の利活用の促進など新たなニーズに的確に対応し、経済活性化を支える環境整備を推進するものであり、有効なものである。	